

令和4年度

# 事業計画

あれあいネットワーク



社会福祉  
法人

徳島県社会福祉協議会

# 目次

## I 理念、基本方針と重点推進施策

	頁数
基本理念	1
基本方針と重点推進施策	2

## II 事業計画

### 基本方針1 誰もが繋がりに輝く地域づくり

#### 1. 市町村社協を核とした地域福祉の推進

市町村社協総合支援事業	3
地域福祉活動計画の策定・実践への支援/ 住民主体の包括的な生活支援体制づくり/ 市町村社協の地域福祉推進体制の支援	
とくしま・くらしサポートセンター事業	4
住民主体の生活支援体制づくり	
ボランティア活動推進事業	4
市町村社協連携強化事業	

#### 2. 総合相談・生活支援体制づくりの強化

生活困窮者自立支援事業の推進	5
とくしま・くらしサポートセンター事業/ 共同募金配分金事業	
生活福祉資金貸付事業	6
貸付審査等運営委員会の開催/ 生活福祉資金貸付制度の活用促進/ 自立相談支援機関による他制度の有効活用/ 円滑な制度実施のための研修会等の開催/ 他機関との連携によるきめ細かい支援/ 適正な債権管理の取り組み/ 民生委員・児童委員の円滑な引継ぎの促進	
とくしま権利擁護センター事業	7
日常生活自立支援事業の推進/ 成年後見制度の推進	
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	7
社会的養護を必要とする方の自立を支援するための貸付制度の運用	

#### 3. 広域的な連携・協働のプラットフォームづくり

地域の多様な主体による連携・協働の支援	8
子どもの居場所づくり推進事業/ とくしま・くらしサポートセンター事業/ 市町村社協総合支援事業	
専門職集団・種別協など地域資源のネットワーク化	9
とくしま・くらしサポートセンター事業/ 市町村社協総合支援事業/ とくしま権利擁護センター事業	
ボランティア活動推進事業	10
ボランティア・NPO組織化等の支援事業/ ボランティア推進センター機能強化事業	
大規模災害に備えた連携強化推進事業	10
中核スタッフ会議の開催	

1. 地域福祉を支える人材の養成と確保

地域住民に向けた支え合い活動の推進	1 1
子どもの居場所づくり推進事業／共同募金配分金事業／市町村社協総合支援事業	
ボランティア活動推進事業	1 1
全世代ボランティア活動促進事業／ボランティア活動を支える人材育成・ネットワーク構築	
とくしま権利擁護センター事業	1 2
成年後見制度の推進（社会的包摂に向けた福祉教育／地域住民に向けた支え合い活動の推進）	
福祉教育推進事業	1 2
児童生徒介護等体験事業 介護・福祉ロボット体験学習事業／全世代に向けた福祉生涯教育／福祉で働く人への応援メッセージ／福祉教育推進セミナー「成果報告会」の開催	
アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業	1 3
介護ワークシェアリング事業	1 3

2. 福祉人材の確保・育成・定着の推進

福祉・介護人材キャリアアップ研修支援事業	1 4
出前型研修支援事業／職場内研修担当者研修の実施／職場内研修体系モデル事業／圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業	
社会福祉従事者研修事業	1 4
階層別研修 4研修／スキルアップ研修 14研修	
介護支援専門員関連研修事業	1 5
介護支援専門員関連研修 6研修	
福祉人材センター事業	1 5
無料職業紹介事業／人材確保推進のための事業／介護等体験事業／（新）四国ブロック福祉人材センター研究協議会・マッチング機能強化研修	
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	1 6
福祉就職ガイダンスの開催／とくしまの福祉の就活web版の配信／福祉事業所向けマッチング支援セミナー等の開催／ハローワーク移動相談事業／（新）雇用と福祉の連携による離職者への就職支援の推進／ハローワークとの協働ミニガイダンス／養成校におけるミニガイダンス／調査研究事業	
保育人材就職等促進事業	1 7
保育士就職相談事業／保育マッチング体制整備事業／潜在保育士への研修／保育フェアの開催／保育職場体験事業／保育人材確保検討会議の開催	
介護福祉士等修学資金貸付事業	1 8
介護福祉士等修学資金貸付事業／（新）福祉系高校修学資金貸付事業／（新）福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業／介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業／（新）介護分野就職支援金貸付事業／離職した介護人材の再就職準備金貸付事業／（新）障害福祉分野就職支援金貸付事業／社会福祉士修学資金貸付事業	
保育士修学資金貸付等事業	1 9
保育士修学資金貸付事業／保育補助者雇上費貸付事業／潜在保育士等の就職準備金貸付事業／保育士の離職防止支援事業／未就学児をもつ保育士の復職に対する保育料の一部貸付事業	

<b>3. 福祉サービス利用者のための支援</b>	
福祉サービス第三者評価事業	20
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み/ 評価調査者の養成	
社会的養護関係施設第三者評価事業	20
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み	
地域密着型サービス事業外部評価事業	20
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み/ 評価調査員の養成	
福祉サービス苦情解決事業	21
福祉サービス利用者や提供事業所への支援の強化/ 運営適正化委員会等の開催	
種別協議会との協働事業の推進	21
各種別協議会の運営を通じた専門性の向上	
個と地域の一体的な支援力の強化	22
市町村社協総合支援事業/とくしま権利擁護センター事業	

<b>基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり</b>
-----------------------------

<b>1. 市町村災害ボランティアセンターの強化と復興を見据えた支援</b>	
徳島県災害ボランティアセンター整備事業	23
徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施/ 徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンターの機能整備	
ボランティア活動推進事業	23
災害ボランティア等の育成	
災害ボランティアセンター体制整備事業	23
市町村災害ボランティアセンターの効果的な設置・運営に向けた支援	
<b>2. 受援力向上に向けた広域支援体制の構築</b>	
福祉避難所運営体制強化事業	24
福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた体制の整備	
(新) 大規模災害に備えた連携強化推進事業	24
被災者・被災地を中心とした総合相談支援体制の構築/ 四国ブロック県社協の災害時相互支援体制の充実・強化	
<b>3. 地域と協働した要配慮者支援の推進</b>	
県社協の包括的な事業推進	25
各圏域の模擬訓練等への協力及びネットワーク化の推進/各圏域の研修会や模擬訓練等の協働実施/ 民生委員・児童委員や各社会福祉施設間の横断的な連携による社会的機能・役割の発揮	

1. 社会的ニーズへの対応	
<b>県社協組織の運営</b> .....	26
第66回徳島県社会福祉大会の開催/ 基金等を活用した事業の展開/ 社会福祉法人等との連携・支援	
2. 法人の発信力強化と職員の資質向上	
<b>県社協組織の運営</b> .....	27
職員一人ひとりのスキルアップと意識啓発/ コンプライアンス徹底・ダイバーシティ浸透への取り組み/ 関係行政機関との連絡会の開催/ 住民目線・現場感覚に基づく政策提言・予算要望/ 情報発信機能の多角化・迅速化・容易化/ ITを活用した情報の収集・発信の機能強化	
3. 組織基盤・経営管理の強化	
<b>法人運営事業</b> .....	29
理事会・評議員会等の開催/ 法人運営のガバナンス及び危機管理の強化/ 風通しが良く働きやすい職場環境の構築/ 会計基準に従った予算執行及び資金等の管理	
<b>種別協議会等社会福祉関係団体との協働事業</b> .....	30
徳島県民生委員児童委員協議会/ 徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会/ 徳島県社会福祉法人経営者協議会/ 徳島県老人福祉施設協議会/ 徳島県保育事業連合会/ 徳島県私立保育園連盟/ 徳島県児童養護施設協議会/ 徳島県ホームヘルパー協議会/ とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会	
<b>収益事業</b> .....	32
社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業展開	
令和4年度 社会福祉従事者研修実施計画 .....	33

## 徳島県社協 基本理念

徳島県民一人ひとりが、お互いに支え合いながら身近な地域で、その人らしく、安心して生き生きと暮らせる福祉社会の実現を目指す。

# 徳島県社協 基本方針と重点推進施策

## 基本方針 1 誰もが繋がりに輝く地域づくり

### 重点推進施策

- (1) 市町村社協を核とした地域福祉の推進
- (2) 総合相談・生活支援体制づくりの強化
- (3) 広域的な連携・協働のプラットフォームづくり

## 基本方針 2 地域共生社会の推進を担う人づくり

### 重点推進施策

- (1) 地域福祉を支える人材の養成と確保
- (2) 福祉人材の確保・育成・定着の推進
- (3) 福祉サービス利用者のための支援

## 基本方針 3 災害にも強い福祉のまちづくり

### 重点推進施策

- (1) 市町村災害ボランティアセンターの強化と復興を見据えた支援
- (2) 受援力向上に向けた広域支援体制の構築
- (3) 地域と協働した要配慮者支援の推進

## 基本方針 4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策

- (1) 社会的ニーズへの対応
- (2) 法人の発信力強化と職員の資質向上
- (3) 組織基盤・経営管理の強化

## 基本方針1 誰もが繋がり輝く地域づくり

### 重点推進施策

### 1. 市町村社協を核とした地域福祉の推進

## 市町村社協総合支援事業

### 地域福祉活動計画の策定・実践への支援

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定支援

全国会議等で収集した先進地事例等を活用し、地域福祉計画未策定市町村及び地域福祉活動計画未策定市町村社会福祉協議会に対して各計画の策定を推進する。

時期

通年

対象者

市町村社会福祉協議会

### 住民主体の包括的な生活支援体制づくり

(新) 重層的支援体制構築推進事業

市町村圏域の地域福祉活動を推進する人材を育成する。圏域内の様々な機関・団体と協働し、地域福祉を包括的に推進する。

時期

通年

対象者

社会福祉協議会職員他

(新) 社協の包括的支援体制強化事業

とくしま・くらしサポートネット事業を刷新し、市町村社協と社会福祉法人・福祉施設等との協働による包括的支援体制の構築や地域協議会の設置、その活動を推進するために必要な事業を展開することを目的に、活動のための助成や人材育成支援を実施する。

これにはkintoneを活用し、災害時も想定した災害時広域支援ネットワークの構築にむけた県下一斉キャンペーンや定期的な人材育成型の研修会を開催する。

時期

通年

対象者

市町村社会福祉協議会職員他

社会資源調査事業

地域共生社会の実現を目指して、地域住民の集う拠点や小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンなど、既存の社会資源を市町村単位で調査し、情報発信する。

時期

随時

対象者

市町村  
市町村社会福祉協議会

市町村社協からの要請に基づき、民生委員・児童委員や支え合い推進員、社協職員等を対象とした研修会へ、県社協職員を講師として派遣する。

時期

随時

対象

市町村社会福祉協議会他

地域福祉推進のためのアドバイザー派遣事業

市町村社協がすすめる地域住民の福祉・生活課題等の解決に向けた相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的見地から助言等の援助を行う、相談支援アドバイザーを派遣する。

時期

随時

対象

市町村社会福祉協議会



## 市町村社協の地域福祉推進体制の支援

(1) 地域を主体とする社協機能の強化  
中央情勢や社会情勢等を共有するとともに、県内の社会福祉の推進に向けた情報交換を行うなどして、社協機能の確認・強化を図る。

会長会議、事務局長会議の開催

(2) 組織内体制の強化  
生活課題の発見と解決に向けた事業を展開するため、生活福祉資金・日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業等の既存事業別研修や相談技術向上を目指したスキルアップ研修を行うとともに、各種関係団体業務、市町村社協職員連絡会を通して情報共有するなど、組織内体制を強化する。

(3) 総合相談・支援対応力の強化  
把握した地域生活課題を伴走型支援によって、適切な制度・サービスに繋いだり、新たな取り組みを地域の多様な機関や市民活動等とともに開発するなどして、地域社会の再構築を図り、誰も排除しない地域づくりを推進する。

(4) 行政機関との協働体制の構築  
地域住民の抱える深刻な地域生活課題への対応や、誰も排除しない地域社会づくりを推進するため、地域社会と社会的なつながりが弱い人を繋げる相談体制の充実と、その役割を担う専門職の確保などの体制づくりを推進する。

時期・回数

- (1) 年1回(会長会議)  
年3回(事務局長会議)
- (2) 年4回以上
- (3) 随時
- (4) 推進

対象者

市町村社会福祉協議会  
県社協職員  
関係機関  
行政機関

## とくしま・くらしサポートセンター事業

### 住民主体の生活支援体制づくり

徳島県生活困窮者自立支援協議会運営委員会  
徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県社協とともに協議会を構成する16町村社協の情報共有等を図るために、構成団体の事務局長等による運営委員会を開催する。

回数

年2回

対象者

16町村社協

## ボランティア活動推進事業

### 市町村社協連携強化事業

(1) 市町村ボランティアセンター広域連携の促進  
県内の各市町村社協のボランティアセンターやコーディネーターの連携を推進し機能強化を図る。

(2) 市町村ボランティアセンターの相談支援事業の強化  
市町村社協の推進するボランティア活動の支援、ボランティアフェスティバル等への協力を行うとともに、随時、ボランティアに関する情報提供を実施する。

時期・回数

- (1) 通年
- (2) 年10回以上

対象者

市町村社会福祉協議会

# 基本方針1 誰もが繋がり輝く地域づくり

重点推進施策	2. 総合相談・生活支援体制づくりの強化
--------	----------------------

## 生活困窮者自立支援事業の推進

### とくしま・くらしサポートセンター事業

<p>生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者の個人に応じた支援計画の作成、就労・家計再建等に向けた課題を解決するため、16町村社協と協議体を構成し、16町村社協が行う相談支援をサポートする。</p>	時期	通年
	対象者	16町村社協
<p>生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に関係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。</p>	回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など
<p>生活困窮者自立支援事業運営会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県域における支援ネットワークの構築、社会資源の開拓や連携等に向けた検討を行う。</p>	回数	年1回
	対象者	県、関係機関など
<p>(再掲) 徳島県生活困窮者自立支援協議会運営委員会 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県社協とともに協議会を構成する16町村社協の情報共有等を図るため、構成団体の事務局長等による運営委員会を開催する。</p>	回数	年2回
	対象者	16町村社協
<p>生活困窮者自立支援事業相談支援員等研究会 事例検討や勉強会を通して、生活困窮者自立支援事業に従事する相談支援員・就労支援員等のスキルアップを図るとともに、相談支援員等のネットワークづくりや情報共有が図られる機会を提供する。</p>	回数	年6回
	対象者	16町村相談支援員等
<p>家計改善支援事業 生活困窮者の家計の管理能力の向上を図るため、きめ細やかな相談支援を実施する。</p>	時期	通年
	対象者	生活困窮者
<p>生活困窮者自立支援強化事業 支援従事者や関係機関職員向けのセミナーや事例研究等の研修を開催するとともに、関係機関と連携し支援体制整備を進める。 ① 研修企画会議の開催 ② テーマ別研修（刑余者等への支援のあり方を考える） ③ 資質向上研修（国が主催する人材養成研修の伝達等）</p>	回数	①②③ 年2回
	対象者	①県、自立相談支援機関、学識経験者など ②事業従事者ほか ③事業従事者ほか

生活困窮者へのアウトリーチの強化 生活困窮者に対する能動的支援を実施し、ひきこもり地域支援センター等関係機関と連携した伴走型支援を実施する16町村社協を支援する。	時期	通年
	対象者	16町村社協
<b>共同募金配分金事業</b>		
生活用品貸与（給付）事業 生活困窮者の自立を支援するための就職活動や生活の立て直しを支援する生活用品貸与（給付）事業を広く周知し、テーマ別募金による支え合い活動を促進する。	時期	随時
	対象者	生活困窮者
<b>生活福祉資金貸付事業</b>		
<b>貸付審査等運営委員会の開催</b>		
幅広い専門分野の審査委員で構成し、総合的かつ多角的な面から適正な審査を実施する。なお、貸付による問題解決が支援として馴染まない場合は、必要な関係機関に繋ぐなど次なる支援方を検討する。	時期	通年
	回数	毎月1回
<b>生活福祉資金貸付制度の活用促進</b>		
休業等を理由に生活に困窮された方や、低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的な自立及び安心した生活を送れるように支援する。また必要に応じて、生活困窮者自立支援事業と連携することで、より効果的な事業の活用を図る。	種別	総合支援資金 福祉資金 教育支援資金 不動産担保型生活資金 臨時特例つなぎ資金
<b>自立相談支援機関による他制度の有効活用</b>		
借受世帯の自立に向けた包括的な支援を行うため、福祉事務所やハローワーク等との効果的な連携強化を目的として、関係機関実務担当者連絡会議へ積極的に参画する。	回数	年2回程度
<b>円滑な制度実施のための研修会等の開催</b>		
<p>(1) 市町村社協担当者会 事業に係る知識の習得や、制度の理解について周知・徹底を図る。あわせて、本貸付制度の活用による経済的な課題を抱えた世帯への有効な支援を行うための検討をすすめる。</p> <p>(2) 貸付事業運営研究協議会 経済的課題を抱える世帯への支援に際し、本事業と他制度との連携をスムーズに行うため、社協や民生委員・児童委員などの関係機関に対して、事業への共通認識を図り連携の在り方について共に考える場を設ける。</p>	時期・回数	(1) (2) 年1回
	対象者	(1) 市町村社協担当者 (2) 市町村社協担当者 民生委員・児童委員
<b>他機関との連携によるきめ細かい支援</b>		
民生委員児童委員協議会並びに民生委員・児童委員に対して、本貸付事業における民生委員の役割や意義などの理解を図るため、地区民協定例会などに出向き協力を求める。加えて、子どもの貧困など社会問題への対応として、学校関係者に対する説明・周知を行い、当事業への理解・協力を求める。	時期	随時
	対象者	民生委員・児童委員 県内高等学校等 行政機関

適正な債権管理の取り組み		
<p>初期段階における滞納解消に向けた取り組みや、長期滞留債権の適正な債権処理をすすめる。あわせて、悪質滞納者などに対する法的手続きや行方不明・転居等に素早く対応するため、借受世帯の生活状況把握や居住地調査を徹底し、世帯の生活状況に応じて償還計画の見直し等に弾力的に対応する。</p> <p>また、市町村社協とのより一層の協力体制を築くために、事業実施に伴う知識及び実務全般についての研修を行う。</p>	時期	通年
民生委員・児童委員の円滑な引継ぎの促進		
<p>令和4年12月民生委員・児童委員の一斉改選に伴う、民生委員の交代後も継続した支援や助言が行われるよう、本事業の内容や民生委員の役割について理解・協力を求めるとともに、生活福祉資金借受世帯の引継ぎについての支援を行う。</p>	時期	随時
	対象者	民生委員・児童委員
とくしま権利擁護センター事業		
日常生活自立支援事業の推進		
<p>判断能力が十分ではない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等や日常の金銭管理を行う。</p> <p>事業効果をより一層高めるため、成年後見制度との切れ目のない支援を意識した事業を行うとともに資質の向上に努める。</p> <p>(1) 契約締結審査会 (2) 巡回訪問 (3) 専門員連絡会議</p>	時期	(1) 毎月 (2) 6月、7月、8月 (3) 奇数月
	対象者	本事業専門員 本事業生活支援員 市町村社会福祉協議会
成年後見制度の推進		
<p>判断能力が十分ではない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）の財産管理や身上保護をする成年後見制度の普及を図る。</p> <p>県と連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「中核機関」の設置など市町村および社協の取組を支援する。</p> <p>また、制度を推進するため、裁判所、弁護士等専門職関係者との連携を図るとともに、支援従事者の資質の向上に努める。</p> <p>(1) 権利擁護専門研修 (2) 成年後見制度利用促進会議及び利用促進協議会</p>	時期	(1) 10月 (2) 7月～
	対象者	関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業		
社会的養護を必要とする方の自立を支援するための貸付制度の運用		
<p>児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、生活支援費、家賃支援費や資格取得支援費などの自立支援資金の貸付を行う。</p>	対象者	児童養護施設等に入所中の児童・生徒等

## 基本方針1 誰もが繋がり輝く地域づくり

### 重点推進施策

### 3. 広域的な連携・協働のプラットフォームづくり

#### 地域の多様な主体による連携・協働の支援

#### 子どもの居場所づくり推進事業

子どもの居場所づくりの推進に向けた支援バンクの実施 子どもの居場所づくりに取り組む運営者・団体と応援者・団体を網羅する広域的な支援バンクや相談窓口を設置する。	時期	通年
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体
子どもの居場所づくりの推進に向けたコーディネート機能の発揮 子どもの居場所づくりに取り組む運営者団体と応援者・団体のマッチングを行う。	時期	通年
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体
(新)子どもの居場所づくり推進コーディネーター上位互換養成研修 県が実施するコーディネーター養成研修受講者等を対象とした上位互換研修会を開催する。受講者のうち、子どもの居場所に取り組んでいる事業所や団体に対しては、県から“子どもの居場所認定”を行う。また、本会HPなどにおいて広く県民に周知を図る。	時期	下半期
	対象者	県が実施するコーディネーター養成研修受講者等

#### とくしま・くらしサポートセンター事業

(再掲) 生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に関係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。	回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など

#### 市町村社協総合支援事業

徳島県地域包括ケア推進会議など「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを行う多様な関係機関とのネットワークづくりを目的とした会合へ参画し、他団体と連携して「地域共生社会」の実現を目指す。	時期	通年
	回数	年1回
地域生活課題・社会活動等の実態把握 民生委員や市町村社協等と協働して、地域生活課題の現状把握を行ったり、地域福祉活動の実践や社会資源の実態を把握したりして、県内の地域福祉活動の推進に繋げる。	回数	年1回
	対象者	市町村社協、民生委員等

## 専門職集団・種別協など地域資源のネットワーク化

### とくしま・くらしサポートセンター事業

<p>(再掲) 生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に関係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。</p>	回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など
<p>(再掲) 生活困窮者自立支援事業運営会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県域における支援ネットワークの構築、社会資源の開拓や連携等に向けた検討を行う。</p>	回数	年1回
	対象者	県、関係機関など
<p>(再掲) 生活困窮者自立支援事業相談支援員等研究会 事例検討や勉強会を通して、生活困窮者自立支援事業に従事する相談支援員・就労支援員等のスキルアップを図るとともに、相談支援員等のネットワークづくりや情報共有が図られる機会を提供する。</p>	回数	年6回
	対象者	16町村相談支援員等

### 市町村社協総合支援事業

<p>(再掲) 地域福祉推進のためのアドバイザー派遣事業 市町村社協がすすめる地域住民の福祉・生活課題等の解決に向けた相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的見地から助言等の援助を行う、相談支援アドバイザーを派遣する。</p>	時期	随時
	対象	市町村社会福祉協議会
<p>地域福祉の取組状況を共有するセミナー等の開催 地域福祉の取組状況を共有したり、具体的な実践方法を学び、地域共生社会の推進に向けた包括的な支援体制の構築に繋げる社会福祉法人セミナー等の開催。</p>	回数	年1回
	対象者	社協・社会福祉法人役職員、行政職員、地域福祉推進関係者

### とくしま権利擁護センター事業

<p>日常生活自立支援事業の推進 事業効果および効率化をより一層高めるため、金融機関との研修会を開催し、金融機関との連携を図る。</p>	時期	10月
	対象者	関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会

<p>成年後見制度の利用促進</p> <p>関係者に日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いの理解を図り、適切な利用ができるように働きかける。 また、裁判所、弁護士等専門職関係者との連携を図るとともに支援従事者の資質の向上に努める。 県と連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「中核機関」の設置など市町村および社協の取組を支援する。</p> <p>(1) 権利擁護・成年後見セミナー (2) 成年後見制度利用促進会議及び利用促進協議会</p>	<p>時期</p> <p>(1) 10月 (2) 7月～</p>
	<p>対象者</p> <p>一般県民 関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会</p>

## ボランティア活動推進事業

### ボランティア・NPO組織化等の支援事業

<p>(1) 善意銀行（預託）の実施 「社会の役に立ちたい」という多くの企業・団体等からの預託（物品・技術）の申込窓口を設置し、提供を必要としている施設等へ橋渡し（紹介・マッチング）を行う。</p> <p>(2) ボランティア活動への普及啓発事業 学校・企業・各種団体・イベント関係等に情報提供を行うことにより、ボランティア活動の重要性の普及啓発を図る。</p> <p>(3) ボランティア活動相談支援事業 ボランティア団体事業への協力・参加、ボランティア活動希望者への相談・支援、ボランティア団体等への相談・支援を行うことで、ボランティア活動への参加者の増加、活動の活性化を図る。</p> <p>(4) ボランティア保険関連事業 ボランティア活動保険に関する窓口を設置し、説明、加入手続き等事務を行う。</p>	<p>時期・回数</p> <p>(1) 20件以上 (2) 随時 (3) 月1回 (4) 1万人以上</p>
	<p>対象者</p> <p>ボランティア・NPO法人 一般県民 企業・団体 市町村社会福祉協議会</p>

### ボランティア推進センター機能強化事業

<p>(1) ボランティア推進センター運営委員会 ボランティアの代表及び福祉団体・社会福祉協議会の役職員・関係行政機関の職員・社会福祉施設の関係者・報道機関の関係者・学識経験者等に必要に応じ委員に就任いただき、運営委員会でボランティア推進センターの事業内容、活動方針を検討する。</p> <p>(2) ボランティア活動実態調査事業 社会福祉施設、社会貢献団体等へボランティア活動に関するニーズの調査を行い、公表することでボランティア活動希望者や企業・団体に社会貢献活動についての情報を提供する。</p>	<p>回数</p> <p>(1) (2) 年1回</p>
	<p>対象者</p> <p>(1) 一般県民 (2) ボランティア活動希望者や企業・団体</p>

## 大規模災害に備えた連携強化推進事業

### 中核スタッフ会議の開催

<p>社会課題を解決するため、社会福祉法人の有する様々な機能を活用できるよう施設種別・ブロック別のメンバーによる中核スタッフ会議を開催し、エリアマネジメントや多機関連携による取組を推進する。 また、得られた成果等を各ブロックや県域に拡げることにより、広域的な連携・協働を推進する。</p>	<p>回数</p> <p>年3回以上</p>
	<p>対象者</p> <p>各圏域社会福祉法人職員</p>

## 基本方針2 地域共生社会の推進を担う人づくり

重点推進施策	1. 地域福祉を支える人材の養成と確保
--------	---------------------

### 地域住民に向けた支え合い活動の推進

#### 子どもの居場所づくり推進事業

(再掲) 子どもの居場所づくりの推進に向けた支援バンクの実施 子どもの居場所づくりに取り組む運営者・団体と応援者・団体を網羅する広域的な支援バンクや相談窓口を設置する。	時期	通年
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体

#### 共同募金配分金事業

(再掲) 生活用品貸与(給付)事業 生活困窮者の自立を支援するための就職活動や生活の立て直しを支援する生活用品貸与(給付)事業を広く周知し、テーマ別募金による支え合い活動を促進する。	時期	随時
	対象者	生活困窮者

#### 市町村社協総合支援事業

(再掲) 市町村社協からの要請に基づき、民生委員・児童委員や支え合い推進員、社協職員等を対象とした研修会へ、県社協職員を講師として派遣する。	時期	随時
	対象	市町村社会福祉協議会他
(新) 四国ブロック県社協担当者会議 四国ブロック各県社協で推進されている事業や事例を共有し、社協として取り組むべき課題や実践方法などを研究・協議し、今後の取り組みにつなげる。	時期	11月頃
	対象者	四国ブロック県社協

### ボランティア活動推進事業

#### 全世代ボランティア活動促進事業

(1) 青少年世代のボランティア活動普及事業(TICの推進) 市町村において、ボランティア活動を行う青少年の活動の場を設け、ボランティア体験標語の実施など普及啓発を進める。  (2) 壮年期・中年期世代のボランティア活動促進事業 壮年・中年世代のボランティア活動への参加を促進し、次世代のボランティア活動の担い手を養成する。  (3) 高年期世代のボランティア活動促進事業 高年期世代のボランティア活動への参加を促進し、地域における住民同士の支え合い活動の担い手を養成する。	時期・回数	(1)(2)(3) 年1回以上
	対象者	青少年世代等の一般県民



ボランティア活動を支える人材育成・ネットワーク構築	
<p>(1) NPO出前講座事業 団体からの要請を受けて、職員やボランティアコーディネーターが出向いて研修会を実施する。</p> <p>(2) NPO・ボランティアおためし体験事業 ボランティア活動を体験してみたい方を対象に、本格的な活動への参加ではなく、お試し体験として短期間の活動体験を提供する。</p> <p>(3) ゆめバンクとくしま運営事業 人、物、資金、情報を必要とするボランティア・NPO団体に繋ぐ「ゆめバンクとくしま」の運営に協力することにより、助成金情報や団体情報等を広く提供する。</p>	<p>時期・回数 (1) 年10回以上 (2) 年50回以上 (3) 随時</p>
	<p>対象者 ボランティア・NPO団体 一般県民</p>
とくしま権利擁護センター事業	
成年後見制度の推進(社会的包摂に向けた福祉教育/地域住民に向けた支え合い活動の推進)	
<p>判断能力が十分ではない方(認知症、知的障がい、精神障がいなど)の財産管理や身上保護をする成年後見制度の普及を図る。 地域住民に成年後見制度および関連した制度仕組みの理解を図り利用に繋げる。 権利擁護活動に参加できる住民を養成し、支え合い活動を推進する。</p> <p>(1) 権利擁護・成年後見セミナー (2) 権利擁護支援者養成研修 (Zoom及び南部で開催予定)</p>	<p>時期 (1) 10月 (2) 7月、8月、9月</p>
	<p>対象者 一般県民</p>
福祉教育推進事業	
児童生徒介護等体験事業 介護・福祉ロボット体験学習事業	
<p>福祉・介護の仕事の大切さや魅力を伝えるため、福祉関係団体等と連携し、福祉・介護体験や介護ロボット体験を実施する。 また地域の中で「ともに生きる力」をはぐくむためには、地域の福祉関係団体が協働する、新たな福祉教育に発展させることが必要であるため、市町村社協の積極的な参画をすすめる。</p>	<p>対象者 県内の小・中学校・高等学校の生徒・教員等</p>
全世代に向けた福祉生涯教育	
<p>(1) 県民への地域共生社会理念の浸透 「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、「地域に生きて暮らしている以上、誰もが支え・支えられるものである」という「地域共生社会」の実現を進めるため、意識啓発を図る必要がある。 福祉現場の取り組みや当事者の思いを映像や紙面媒体等を通して発信することにより、地域の福祉力向上を図る。</p> <p>(2) 福祉教育推進モデルの指定 学校の「総合的な学習の時間」における福祉学習の取り入れ方は多岐にわたっている。そのような中、学校とともに、積極的に「福祉」を学校教育に取り込み、福祉コミュニティの形成や地域福祉を推進するための実践に取り組んでいる市町村社協をモデルとして指定する。</p>	<p>対象者 (1) 県民</p>
	<p>指定数 (2) 3社協</p>

福祉で働く人への応援メッセージ	
<p>社会を支えるために不可欠な福祉の仕事に携わる人に対し、児童生徒から「福祉のお仕事作文」を募集し広く周知することで、福祉は身近なものと感じてもらい「福祉の仕事の重要性」を再認識し、将来の福祉人材の確保を図る。</p>	<p>時期 夏休み</p>
福祉教育推進セミナー「成果報告会」の開催	
<p>モデル指定を受けた市町村社協から、福祉教育推進モデル事業の報告を行う。学校をはじめとした関係機関との連携による地域の生活課題への取り組み・実践を学ぶことにより、福祉コミュニティの形成にむけた地域福祉の推進を図る。</p>	<p>回数 年1回</p>
アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業	
<p>元気な高齢者の活躍の場を創出するとともに、地域の人手不足分野である介護現場の負担軽減を図るため、現役職員と元気な高齢者が業務をシェアする介護助手の導入を支援し、県内40カ所の施設への普及・定着を促進する。</p> <p>(1) コーディネーターの設置  (2) 協力施設の募集・選定  (3) 介護助手の募集広報  (4) 就労マッチング・説明会等の支援  (5) 運営連絡会の開催  (6) 協力施設への助成  (7) 認定証の発行</p>	<p>時期 通年</p>
	<p>対象者 元気で働く意欲のあるシニアで、介護の仕事を希望する者</p>
介護ワークシェアリング事業	
<p>新型コロナウイルス感染症による休業等により、解雇や内定取り消しを余儀なくされた方にトライアル介護職員として活躍してもらうことにより、雇用創出を図り、人材の確保を促進する。</p> <p>(1) 協力施設の募集・選定  (2) トライアル介護職員の募集広報  (3) 就労マッチング  (4) 運営連絡会の開催  (5) 協力施設への助成</p>	<p>時期 通年</p>
	<p>対象者 新型コロナウイルス感染症による休業等により、解雇や内定取り消しを余儀なくされた方</p>

## 基本方針2 地域共生社会の推進を担う人づくり

重点推進施策	2. 福祉人材の確保・育成・定着の推進	
<b>福祉・介護人材キャリアアップ研修支援事業</b>		
<b>出前型研修支援事業</b>		
外部研修参加が難しく、研修のノウハウをもたない事業所に対し、事業所内の研修機会の拡大により、職場内研修の開催や人材育成の仕組みづくりを支援する。	時期	通年
	対象者	3事業所
<b>職場内研修担当者研修の実施</b>		
福祉事業所の職場内研修担当者に対して、職場内研修方法等についての研修会を開催する。	時期	11月
	対象者	2事業所
<b>職場内研修体系モデル事業</b>		
他事業所のモデルとなる職場内研修体系を構築する事業所に、研修実施に必要な経費の助成等を行う。また、モデル事業での事業所の取組を共有し、職場内研修や人材育成の取組を推進する。	時期	通年
	対象者	県内の社会福祉事業所
<b>圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業</b>		
福祉ニーズの多様化による多職種連携強化のため、種別を超えた福祉施設・事業所の交流研修を実施する。また、圏域別に意見交換を行うことによって地域特有の課題などを抽出し、職員の資質の底上げを図る。	時期・回数	7月～11月 1回
	対象者	県内の社会福祉事業所
<b>社会福祉従事者研修事業</b>		
<b>階層別研修 4研修</b>		
社会福祉に従事している新任職員、中堅職員、指導者、管理者を対象に、体系的な研修を実施することにより、階層別に求められる基礎的な知識や技術等の向上を図る。 (別紙、令和4年度研修計画一覧 参照)	時期	4月～3月
	対象者	社会福祉事業所等役職員
<b>スキルアップ研修 14研修</b>		
社会福祉従事者として求められる専門知識・技術を身に付けるため、階層に応じたテーマ別の研修会を実施する。 (別紙、令和4年度研修計画一覧 参照)	時期	4月～3月
	対象者	社会福祉事業所等役職員

## 介護支援専門員関連研修事業

### 介護支援専門員関連研修 6 研修

要介護者等が、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携を図って支援を行うための適切なケアマネジメントが求められている。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる研修を体系的に実施する。

- (1) 介護支援専門員実務研修
  - (2) 介護支援専門員再研修
  - (3) 介護支援専門員実務未経験者更新研修
  - (4) 介護支援専門員更新研修
  - (5) 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）
  - (6) 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ）
- （別紙、令和4年度研修計画一覧 参照）

時期 7月～3月

回数 各1回  
（延べ日数：133日）

## 福祉人材センター事業

### 無料職業紹介事業

(1) 求職者や求人事業所からの各種相談に応じるため、各関係機関と連携しながら、福祉人材センター窓口や電話での対応の他、SNS等を活用した情報発信を行う。

(2) 就職支援コーディネーターを中心に、事業所訪問を積極的に行い、顔の見える関係を構築するとともに、事業所ニーズにあわせた最新の人材確保等の情報を提供し、「とくしまの福祉」の協働体制の構築を目指す。

時期 通年

対象者 求職者・求人事業所

### 人材確保推進のための事業

(1) 福祉を志す若い世代などの参入を図るため、社会福祉法人経営者協議会と連携した取り組みを強化する。

(2) 福祉人材センターの利用を促進するため、求職者や学生、事業所担当者等へ様々な広報媒体を効果的に活用して広く周知し啓発を図る。

(3) 福祉人材を効果的にマッチングするため、求人側が望む求職者へのアプローチの仕組みを、求人スカウト機能を活用するなどしてコーディネートする。

(4) 事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を開催する。

時期・回数 (1) (2) (3) 通年  
(4) 年2回

対象者 (1) 経営協理事など  
(2) (3)  
求職者、求人事業所、  
一般県民、学生  
(4) 運営委員

### 介護等体験事業

教員免許取得を希望する者であって、県内の社会福祉事業所において介護体験を希望する者の調整を行う。

時期 通年

対象者 教員免許取得を希望する大学生

## (新) 四国ブロック福祉人材センター研究協議会・マッチング機能強化研修

<p>四国ブロックの福祉人材センター関係者で福祉の担い手となる人材確保・育成・定着に関する現状や課題について協議を行い、事業の効果的な運営を目指す。</p> <p>丁寧なマッチングを担うキャリア支援専門員等の相談援助に関する知識や技術の向上を目指すことを目的にマッチング機能強化研修も同時に開催する。</p>	時期	11月
	対象者	四国の県社会福祉協議会

## 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

### 福祉就職ガイダンスの開催

<p>福祉事業所への理解を深めるとともに、就業者の県内定着やUターンの促進、将来的な福祉人材の確保に繋げるため、福祉業務に興味のある者や福祉施設就職希望者等を対象に、職業相談及び情報提供等を行う。</p>	時期	6月
	対象者	一般求職者、大学生

### とくしまの福祉の就活Web版の配信

<p>徳島県内の福祉職場の雰囲気、お仕事の魅力、先輩職員からのメッセージ等の動画を、福祉人材センターのホームページやYouTubeで配信し、福祉職場への理解を深めることにより安定的な人材の確保と定着を推進し、将来的な福祉人材の確保を図る。</p>	時期	通年
	対象者	一般求職者、大学生

### 福祉事業所向けマッチング支援セミナー等の開催

<p>福祉施設・事業所には、給与や人材の育成体系、職員の働きやすさや働きがいに関わる取り組みの充実とともに、職員が連携し、サービスの質を維持・向上していくことが求められている。</p> <p>本セミナーは、働き方改革や多様な人材の確保、IT技術への取り組みなどの実践事例の紹介や職員の職場に対する満足度を高める取り組みなどを学び、経営基盤の「要」である人材の確保・育成・定着に繋げ、安定的に質の高いサービスの提供を図ることを目的とし開催する。</p>	対象者	福祉事業所の管理者・採用担当者等
	回数	年1回

### ハローワーク移動相談事業

<p>県内各地で広く求職者支援を行うとともに、他分野から福祉分野への転職を希望する者の円滑な転職活動を支援するため、県内のハローワークにおいて福祉人材センターの相談窓口を設置し、各種の就職相談にきめ細やかに対応する。</p> <p>4地区のハローワーク（徳島・鳴門・吉野川・阿南）に加えて、県下の小松島・三好・美馬・牟岐のハローワークにおける移動相談会を試みる。</p>	対象者	求職者（経験者・未経験者）
	回数	ハローワーク 月4回

## (新) 雇用と福祉の連携による離職者への就職支援の推進

<p>職業訓練を受けている方に福祉人材センターが実施する福祉職場の見学や体験事業の活用を促し、現場の雰囲気や魅力を発信することで就職を支援する。</p> <p>また、訓練機関や自立相談支援機関と連携・協働し求職者バスツアーを実施し、働いている自分の姿をイメージできる働きかけを行ったり、先輩職員から様々な話を聞くなどの機会を提供する。</p>	対象者	求職者（経験者・未経験者）
	回数	適宜

## ハローワークとの協働ミニガイダンス

4地区のハローワーク（徳島・鳴門・吉野川・阿南）において、離職者を対象に、福祉分野の仕事の社会的意義、魅力、仕事の内容や就業にあたっての心構えなどについて紹介する機会を設け、求職者が理解を深めることで、福祉分野への就業希望を高める。	対象者	求職者（経験者・未経験者）
	回数	ハローワーク 年4回

## 養成校におけるミニガイダンス

若年者は福祉施設で働くことに関して疑問や不安を抱えがちであり、養成校に入学したものの福祉施設に就職しない者も多くいる。このため、養成校低学年を対象を拡大し、福祉職場の具体的な情報提供を行い、状況に応じて福祉職場体験学習等に繋げることにより、若年者の就職活動を円滑化し、将来的な福祉人材の確保を図る。	対象者	養成校学生
	回数	年4回

## 調査研究事業

本年度の調査は、福祉分野に中途採用された職員を対象とする。福祉分野に就職したきっかけや動機、働いてみての感想、改善点等を調査・分析し、今後の福祉人材の確保に向け、動向や考え方を明らかにし、求人事業所の求人活動に活かし、ミスマッチによる福祉離れの防止を図る。	対象者	福祉分野事業所 中途採用者
	回数	年1回

## 保育人材就職等促進事業

### 保育士就職相談事業

保育所（園）への円滑な就職支援を行うため、保育資格を有する者の再就職に関する相談や、今後、保育資格取得を希望する者からの相談、就職先のあっせん並びに保育所（園）からの求人に関する相談に対応する。	時期	通年
	対象者	保育所（園）への就職を希望する者、県内の保育所（園）採用担当者

### 保育マッチング体制整備事業

保育所（園）と求職者の双方の意向に沿った就職を支援するため、マッチングの機能強化に向けた、事業所ニーズの把握・強化に努める。事業所を訪問し、より詳細な求人状況・ニーズを把握するとともに、事業所だけでは解決の困難な課題に対し、特に離職防止戦略や採用戦略、育成戦略の観点に立った外部の専門支援者による巡回相談を行う。	時期	通年
	対象者	保育所（園）、認定こども園

### 潜在保育士への研修

保育所（園）への再就職を希望する保育士を支援するため、現場復帰に必要となる研修や再就職を希望する保育所等での保育実技研修を開催する。	対象者	県内の保育所への再就職を希望する有資格者
	回数	年2回程度

保育フェアの開催		
<p>県内の保育士養成校で保育を学ぶ学生や潜在保育士等の保育現場への就職を促すため、保育士養成校等と連携し保育フェアを開催する。フェアでは、保育所（園）の概要や保育内容・方針等について担当者から直接説明を受けるなど、情報収集や情報交換ができる場を設ける。</p>	時期	7月
	対象者	県内の保育士養成校に通う学生、潜在保育士等
保育職場体験事業		
<p>保育の現場へ就職を希望する者に対し、数日間の現場体験や保育現場へのバスツアー等を実施し、職場復帰への足がかりにさせていただくとともに、採用担当者との情報交換をする機会を提供し、保育人材の確保を図る。</p>	時期	通年
	対象者	県内の保育士養成校に通う学生、一般求職者等
保育人材確保検討会議の開催		
<p>保育人材の確保、職場定着、資質向上等を図る上での課題分析や効果のある取り組み、各機関の具体的な役割について検討するため、保育関係団体、保育士養成校、労働局、県・市町村行政などによる検討会を開催する。</p>	時期・回数	年2回
	対象者	保育団体、保育士養成校、行政、労働局
介護福祉士等修学資金貸付事業		
介護福祉士等修学資金貸付事業		
<p>介護福祉士等養成施設に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費等を貸し付け、修学を支援するとともに介護人材の養成・確保を目指す。</p>	対象者	介護福祉士等養成施設の在学生
(新) 福祉系高校修学資金貸付事業		
<p>福祉系高校に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用及び就職準備金を貸し付け、修学・就職を支援するとともに介護人材の確保・養成を目指す。</p>	対象者	福祉系高校の在学生
(新) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業		
<p>福祉系高校等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、指定施設において、介護職及び介護業務等以外の職や業務に従事した場合、修学資金返還充当資金の貸付を行う。</p>	対象者	介護職及び介護業務に従事していない施設職員等
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業		
<p>実務者研修施設に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費等を貸し付け、修学を支援するとともに介護人材の養成・確保を目指す。</p>	対象者	実務者研修施設の在学生
(新) 介護分野就職支援金貸付事業		
<p>他業種で働いていた方の介護分野への参入を促進するため、就職支援金を貸し付け、介護人材の確保・養成を目指す。</p>	対象者	他業種で働いていた介護職員

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業		
離職した介護職員が介護施設・事業所に再就職することを支援するため、介護職員として介護施設・事業所への勤務が決定した場合、再就職準備金の貸付を行う。	対象者	離職した介護職員
(新) 障害福祉分野就職支援金貸付事業		
他業種等で就労していたが、一定の研修等を終了し障害福祉分野に再就職することを支援するため、就職支援金の貸付を行う。	対象者	障害福祉分野に就労する者
社会福祉士修学資金貸付事業		
社会福祉士養成施設に在学し、社会福祉士を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費等を貸し付け、修学を支援するとともに福祉人材の養成・確保を目指す。	対象者	社会福祉士養成施設の在学生
保育士修学資金貸付等事業		
保育士修学資金貸付事業		
指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付け、修学を支援するとともに、質の高い保育士の養成・確保を目指す。	対象者	指定保育士養成施設在学学生
保育補助者雇上費貸付事業		
保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対して、保育士資格を持たない保育補助者の雇用に必要な費用の貸付を行う。	対象者	保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者
潜在保育士等の就職準備金貸付事業		
保育士資格をもつ潜在保育士等の保育現場への就職を支援するため、保育士として保育所等への勤務が決定した場合、就職準備金の貸付を行う。	対象者	潜在保育士等
保育士の離職防止支援事業		
保育士の離職防止を図るため、保育所等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部の貸付を行う。	対象者	保育所等に勤務する未就学児のいる保育士
未就学児をもつ保育士の復職に対する保育料の一部貸付事業		
保育士の円滑な就業を推進するため、未就学児をもつ保育士の方であって、子どもの保育所、認定子ども園等の利用が決定している方への保育料の一部の貸付を行う。	対象者	未就学児をもつ保育士の方であって、子どもの保育所、認定子ども園等の利用が決定している方。及び県内の保育所等に新たに勤務する方、または産後休暇・育児休業から復帰する方



## 基本方針2 地域共生社会の推進を担う人づくり

重点推進施策 3. 福祉サービス利用者のための支援

### 福祉サービス第三者評価事業

#### 社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象数 2か所

#### 評価調査者の養成

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価機関の体制整備を進めるとともに、評価調査者の一層のスキルアップを図る。

回数 5回

対象数 10名

### 社会的養護関係施設第三者評価事業

#### 社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、社会的養護関係施設第三者評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象数 1か所  
(児童養護施設 1か所)

### 地域密着型サービス事業外部評価事業

#### 社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、地域密着型サービス事業外部評価事業の調査を実施する。

時期 通年

対象者 50か所

#### 評価調査員の養成

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、地域密着型サービス事業外部評価事業の体制整備を進めるとともに、評価調査員の一層のスキルアップを図る。

回数 2回

対象数 30名

## 福祉サービス苦情解決事業

### 福祉サービス利用者や提供事業所への支援の強化

福祉サービス提供者が、福祉サービス利用者からの幅広い意見や要望等に適切に対応することができる仕組みづくりを支援するため、苦情解決責任者及び第三者委員の一層のスキルアップを目的とした研修会を実施する。

時期・回数 年2回（6月・2月）

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運用を図るため、事業に取り組んでいる社会福祉協議会を対象として、巡回訪問調査を実施する。

時期・回数

通年・8か所程度

徳島市社会福祉協議会  
鳴門市社会福祉協議会  
阿波市社会福祉協議会  
上勝町社会福祉協議会  
佐那河内村社会福祉協議会  
石井町社会福祉協議会  
板野町社会福祉協議会  
つるぎ町社会福祉協議会

### 運営適正化委員会等の開催

- (1) 運営適正化委員会の開催  
事業全体の計画や進捗状況、事業報告等を行う。
- (2) 運営監視合議体の開催  
市町村社協と徳島県社協が実施している福祉サービス利用援助事業の実施状況や巡回訪問について検討する。
- (3) 苦情解決合議体の開催  
福祉サービス利用者から寄せられた苦情・相談等について検討する。

時期・回数

- (1) 年2回  
（6月、3月頃）
- (2) 年4回
- (3) 年6回

委員会・部会

運営適正化委員会  
運営監視合議体  
苦情解決合議体

## 種別協議会との協働事業の推進

### 各種別協議会の運営を通じた専門性の向上

各種別協議会の専門領域に応じたスキルアップ研修の実施に向けた事務局運営を行う。

時期

随時

対象者

種別協議会会員・職員

## 個と地域の一体的な支援力の強化

### 市町村社協総合支援事業

<p>社協役職員の資質向上のための研修体系の構築に向けて、市町村社協の状況把握や、地域福祉推進に向けた研修体系を検討する。</p>	時期	通年
	対象者	県社協職員 市町村社協職員
<p>活動実践報告会 地域の状況によって異なる地域福祉の推進に向けた取組について、「活動実践報告会」等を通して関係者間で共有し、自組織の強みを改めて確認することで人材育成に繋げる。</p>	回数	年1回
	対象者	市町村福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、社会福祉法人職員等
<p>各種別協議会と連携して専門領域に応じたスキルアップ研修を実施する中で、包括的な相談支援体制の構築に向けた地域づくりに関する共通課題を抽出し、研修体系の検討を行う。</p>	時期	通年
	対象者	種別協議会 福祉関係団体・専門職組織

### とくしま権利擁護センター事業

<p>事業効果をより一層高めるため、成年後見制度との切れ目のない支援および地域支援に繋がられる専門性の向上に努める。</p> <p>(1) 専門員基礎研修（制度編・実践編） (2) 生活支援員基礎研修 (3) 専門員連絡会議</p>	時期	(1) (2) 4月 (3) 奇数月
	対象者	本事業専門員 本事業生活支援員
<p>利用者の思いをくみ取れる権利擁護支援の専門性の向上を図る。</p> <p>(1) 権利擁護専門研修 ①成年後見制度と意思決定支援 ②記録の書き方研修</p>	時期	(1) 9月、11月
	対象者	一般県民 関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会

## 基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり

### 重点推進施策

### 1. 市町村災害ボランティアセンターの強化と復興を見据えた支援

#### 徳島県災害ボランティアセンター整備事業

##### 徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

大規模災害発生時に市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの運営等への支援を的確に実施するため、マニュアルや刊行書の見直しを行う。

併せて、関係機関等と連携し、県社協内に設置する支援本部の設置・運営訓練を実施する。

時期・回数 年1回以上

##### 徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンターの機能整備

(1) 支援協定に基づく体制の整備  
県社協が締結する災害時支援協定に基づき、連絡網や運営支援等に係る台帳を整備したり、情報交換や学習の機会を設けるなどして、相互理解に努める。

(2) 被災地・被災者支援を進める職員のスキルアップ  
本会職員が「災害ボランティアセンター運営者研修」を受講したり、「担当者連絡会議」に参画するなどして、被災地・被災者を主体とした生活支援が円滑に進められるようスキルアップを図る。

(3) 資機材・ICT環境等の拡充・整備  
本会機能を発揮するための備蓄品や、被災地支援に有効な資機材・ICT環境等の整備を進める。

(4) 徳島県総合防災訓練への参画  
県が実施する総合防災訓練に関係機関等と連携を図りながら参画する。

時期

(1) (2) (3)  
通年  
(4) 9月1日

対象者

(1) 24市町村社協他  
協定締結機関  
(2) 県社協職員  
(3) 県社協・市町村社協  
(4) 開催ブロック社協  
社会福祉法人  
他関係者

#### ボランティア活動推進事業

##### 災害ボランティア等の育成

(1) 災害ボランティアに関する講座の開催  
災害発生時に必要な地域力の強化や災害時要援護者への支援に繋げるため、県民の災害時におけるボランティア活動等に対する理解を深め、防災意識、災害時のボランティア活動の取り組みを啓発する。

(2) 災害ボランティアコーディネーター講習会の開催  
災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成するための講習会を開催する。

時期・回数

(1) (2)  
年1回以上

対象者

(1) 一般県民  
(2) 災害ボランティア  
コーディネーターと  
しての活動希望者

#### 災害ボランティアセンター体制整備事業

##### 市町村災害ボランティアセンターの効果的な設置・運営に向けた支援

災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの効果的な運営を実現するため、東部・南部・西部ブロック別で開催される訓練への支援を行う。

回数

年3回

対象者

市町村社会福祉協議会

## 基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり

### 重点推進施策

### 2. 受援力向上に向けた広域支援体制の構築

#### 福祉避難所運営体制強化事業

##### 福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた体制の整備

社会福祉施設、行政、社協が連携し、地域の特性に応じた福祉避難所の先進事例を学ぶ研修等を実施する。

関係団体と情報共有を図り、行政や関係団体等が行っている既存の取り組みを把握し、災害時の役割や協力の内容について、協議し整理を行う。

- (1) 東部・南部・西部3圏域 福祉避難所運営訓練の実施
- (2) 各社会福祉法人の事業継続を支援する福祉広域ネットワークの構築
- (3) 見守りネットワークの構築

時期・回数 随時

#### (新) 大規模災害に備えた連携強化推進事業

##### 被災者・被災地を中心とした総合相談支援体制の構築

被災者・被災地を中心とした総合相談支援体制の構築に向けて、フォーマル・インフォーマルな仕組みを活用し、社協の役割と機能を継続的に発揮する。

また、大規模災害に備え、多様な被災者支援主体による連携の場に積極的に参画し、関係者間の相互理解を進めるとともに、多様な被災者支援主体におけるキーマン同士による顔の見える馴染みの関係づくりを深め、連携しやすい土壌づくりを行う。

- (1) 社協の役割と機能を継続的に発揮
- (2) 連携の場への参画を通じた相互理解の促進
- (3) プレ情報共有会議等を通じた顔の見える関係づくり
- (4) フォーラムや訓練の実施に向けた協働による連携しやすい土壌づくり

時期・回数

- (1) 通年
- (2) 通年
- (3) 年6回以上
- (4) 年1回以上

対象者

- (1) 県社協、市町村社協
- (2) (3) (4) 災害対策に取り組む行政・民間団体（社協、NPO、ボランティア団体、士業、企業等）

##### 四国ブロック県社協の災害時相互支援体制の充実・強化

災害ボランティアセンター運営に関する社協職員の相互支援効果を向上させるため、核となる職員の養成・登録やWEB会議システムを活用し、発災時の迅速かつ的確な支援に向けて四国4県での取り組みを推進する。

回数

年1回

対象者

県・市町村社協職員

### 基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり

#### 重点推進施策 3. 地域と協働した要配慮者支援の推進

#### 県社協の包括的な事業推進

##### 各圏域の模擬訓練等への協力及びネットワーク化の推進

<p>(1) 各ブロックや市町村圏域において開催される訓練に参画し、市町村の担う要援護者支援の理解・啓発を行う。</p> <p>(2) 生活再建に向けて、被災者一人一人に寄り添い適切な支援が行えるよう、平時から社会福祉法人や様々な機関と情報を共有し、連携・協働を行い、災害福祉支援体制の構築に向けた、県域及び各圏域でのネットワークづくりを支援する。</p>	時期・回数	<p>(1) 年5回以上</p> <p>(2) 通年</p>
	対象者	<p>(1) 一般県民、市町村社協</p> <p>(2) 県社協職員、行政、24市町村社協、社会福祉法人、他関係機関</p>

##### 各圏域の研修会や模擬訓練等の協働実施

<p>(1) 県総合防災訓練に参画する中で、複数の事業所が連携して福祉避難所の設置等に取り組み、その成果を検証する。</p> <p>(2) 県が行う災害派遣福祉チーム関係研修等による人材育成に協力するなど、県内における災害時の相互扶助の体制整備に取り組む。</p> <p>(3) 平時からの福祉関係者による災害時の福祉支援活動や地域住民との協働による見守り活動等に取り組み、地域での支援体制の強化を図る。</p>	時期	随時
	対象者	<p>(1) 一般県民、市町村社協</p> <p>(2) 県社協職員、行政、24市町村社協、社会福祉法人、他関係機関</p>

##### 民生委員・児童委員や各社会福祉施設間の横断的な連携による社会的機能・役割の発揮

<p>各種別協議会と連絡会を開催し、福祉業界において共通する課題「人材確保」「マンパワーの育成定着」「災害時の福祉支援」「地域における公益的な取組」等への対応策について、種別域を超えて協議を行い、協働して解決に取り組むことを目的として、緩やかなネットワーク構築を目指す。</p>	対象者	<p>県社協に事務局を預かる種別協議会 福祉関係団体・専門職組織</p>
	回数	年2回程度

## 基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策 1. 社会的ニーズへの対応

#### 県社協組織の運営

##### 第66回 徳島県社会福祉大会の開催

県内の社会福祉関係者が一堂に会し、「地域共生社会」の実現に向けて、その具体的な取り組みを進めることを誓いあうとともに、永年にわたり社会福祉の推進に功績のあった方々に敬意と感謝の意を表することを目的として開催する。

日時 令和4年11月29日

場所 あわぎんホール  
(徳島県郷土文化会館)

##### 基金等を活用した事業の展開

「星合之代奨学基金」を運営し、徳島県内の児童養護施設等の児童で、高校を卒業後、大学、専門学校等へ入学を予定している者に対し、年額60万円を上限に「入学金、授業料、住居費、生活費等」を給付する。

対象者 県内の児童養護施設等の児童

人数 5～10名

「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」を運営し、県内の中高生（特別支援学校生を含む。）を対象に、スポーツ界で活躍すること等を目的に進学を希望する者に、入学金、授業料、住居費、生活費等として、大学生は年額60万円、高校生は年額36万円を給付する。

対象者 県内の中高生でスポーツ界で活躍すること等を目的に進学する者

人数 5名

「とくしま子どもの居場所づくり推進基金」を活用し、「子どもの居場所」の確保や、地域で子どもたちを見守り、育む事業に取り組む団体を対象に助成を行い、子どもたちが安心して参加できる「子どもの居場所」づくりの拡充を図る。

時期 (1)4・11月  
(2)4・11月  
(3)10・3月

- (1) 開設経費の助成
- (2) 運営経費の助成
- (3) 運営委員会の開催

対象者 (1)子どもの居場所づくりに取り組む団体30か所程度  
(2)子どもの居場所づくりに取り組む団体10か所程度  
(3)運営委員

「社協職員資質向上基金」を運営し、県内の社協職員の資格取得や調査研究活動、研修等資質向上を図ることを目的に助成する。

時期 通年

対象者 社協、県市町村社協職員連絡会

##### 社会福祉法人等との連携・支援

社会福祉法人に求められるガバナンスと財務規律の強化、運営の透明性の確保及び地域における公益的な取組を推進するため、連携・協働による共通課題への対応、圏域での連携体制構築に向けて、研修会等を通じた支援に取り組む。

時期・回数 (1) (2) 随時  
(3) 年1回以上

- (1) 社会福祉法人間連携への支援
- (2) 研修会等の開催
- (3) アドバイザー（公認会計士、社会保険労務士等）の派遣及び電話相談

対象者 社会福祉法人等

## 基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策 2. 法人の発信力強化と職員の資質向上

#### 県社協組織の運営

##### 職員一人ひとりのスキルアップと意識啓発

###### (1) 職員育成への取り組み

本会の使命である地域福祉の推進を県域の中核として担っていくため、職員に求められる高度な専門性を習得する各種研修の受講や福祉関係資格の取得を促進するほか、本会独自の研修や他機関が実施する研修に参加する。

- ・事業別または階層別研修体系の実施
- ・全職員を対象とした目標管理制度の構築

対象者

全職員を対象に計画的に実施

(2) 地域共生社会の実現に向けて、市町村圏域の総合相談支援体制の推進や地域づくりのための事業展開・協働事業など具体的な支援手法の習得に取り組む。

時期・回数

講義(2日)  
現場実習

対象者

県内社会福祉協議会職員他

##### コンプライアンス徹底・ダイバーシティ浸透への取り組み

職員が主体の研修委員会、業務委員会による各種研修会や職員会議を通じた提案・啓発活動を通じて、意識啓発と事業改善に取り組み、県民の信頼に応えられる法人となるべく、法令や社会規範等の遵守徹底をすべての活動の基本に置く。

時期

通年

対象者

全職員

##### 関係行政機関との連絡会の開催

県所管課や福祉事務所等の行政機関と連絡会を開催し、社会的な課題や事業運営を取り巻く状況等を共有する。

対象者

県所管課他関係各課  
福祉事務所等

回数

年1回以上

##### 住民目線・現場感覚に基づく政策提言・予算要望

本会役員や福祉分野で活躍する会員等の制度・施策に関する意見を集約して分析。特に緊急性の高い事柄については、各関係機関との協働を図った上で、県・中央への政策提言・要望を行う。

回数

年1回以上



## 情報発信機能の多角化・迅速化・容易化

<p>(1) 年4回、広報誌「リプル」を発行する。          広く県民に対し社会福祉に関する様々な活動や取り組みを周知・広報することで社会福祉への理解促進へと繋げる。</p> <p>(2) ホームページ、フェイスブック等により、福祉関係者の活動に対する社会的な共感や理解を得る。          また、マスコミ関係者への働きかけにより、社協、社会福祉法人、福祉施設、民生委員・児童委員等の活動に関するPRを広く外部に届くよう努める。</p>	<p>時期</p> <p>(1) 年4回 6000部 (4月、7月、10月、1月)</p> <p>(2) 随時</p>
	<p>対象者</p> <p>(1) 会員、公共施設等</p> <p>(2) 県社協職員</p>

## ITを活用した情報の収集・発信の機能強化

<p>子どもの居場所づくり推進コーディネート事業          子どもの居場所づくりに関する情報の一元的な発信、電子媒体による啓発パンフレットの作成等を行う。</p>	<p>時期</p> <p>随時</p>
	<p>対象者</p> <p>子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体</p>
<p>社会資源調査事業          地域共生社会の実現を目指して、地域住民の集う拠点や小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンなど、既存の社会資源を市町村単位で調査し、情報発信する。          なお、調査については、市町村及び市町村社会福祉協議会を通じて実施する。</p>	<p>時期</p> <p>随時</p>
	<p>対象者</p> <p>市町村          市町村社会福祉協議会</p>

## 基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策 3. 組織基盤・経営管理の強化

#### 法人運営事業

##### 理事会・評議員会等の開催

(1) 理事会・評議員会を開催する。	時期・回数	年3回 6月、12月、3月
(2) 役員間で意見交換や情報交換を行う機会を確保する。 また、法人役員研修会への参加を依頼する。	回数	年1回
	対象者	本会役員及び評議員
(3) 総合企画委員会を開催し、第六次活動推進計画（中期計画）の進捗・達成状況及び現状と課題を報告し、委員からいただいた提言や意見を事業内容等へ反映する。	回数	年2回
	対象者	総合企画委員会委員

##### 法人運営のガバナンス及び危機管理の強化

社会福祉法や関係法令への適正な対応、職員会議等による各セクションの連携強化、定時訓練やBCPの検証を通じた災害対策及びリーガルリスク対策を強化する。	時期・回数	通年
	対象者	県社協職員

##### 風通しが良く働きやすい職場環境の構築

ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境を整えるため、衛生委員会を毎月開催し、職員から出された意見を組織運営に反映させることにより、組織の安定・職員の定着を図る。	時期・回数	通年
	対象者	県社協職員

##### 会計基準に従った予算執行及び資金等の管理

(1) 税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、役員報酬や取引等における透明性を確保する。 内部牽制機能を発揮し、適正かつ公正な支出管理を行う。  ・内部牽制システムの確立	時期・回数	通年
(2) 外部監査及び監事による監査の実施	時期・回数	年1回 5月
	対象者	本会監事、公認会計士

## 種別協議会等社会福祉関係団体との協働事業

### 徳島県民生委員児童委員協議会

徳島県における民生委員児童委員活動の能率的運営や連絡調整、活動強化推進に関する具体的方策を調査研究し、この実践を促進するとともに、委員の資質を向上し、活動体制の基礎を固め、社会福祉の増進を期することを目的とする。

- (1) 地域における民生委員・児童委員活動の充実
- (2) 「地域共生社会の実現」に向けた活動の促進
- (3) 災害時要援護者（障がい者・高齢者等）支援の推進
- (4) 関係団体等との連携・協力

会員 2,010名

予算額 24,505千円

組織運営 総会、理事会、正副会長会

委員会・部会 総務、広報・研修、地域福祉推進、児童委員活動推進部会

### 徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会

県下の市町村社協及び会員相互の連携のもと、社協活動の充実強化と職員の資質向上や交流を図ることを目的とする。

- (1) 市町村社会福祉協議会及び会員相互の連携強化
- (2) 「地域共生社会の実現」に向けた体制の確立
- (3) 社会福祉に関する調査と研究
- (4) 会員の資質向上
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

会員 103名

予算額 791千円

組織運営 総会、役員会

委員会・部会 事務局長会、事務部会、地域福祉活動部会、在宅福祉サービス部会、ボランティアコーディネート部会

### 徳島県社会福祉法人経営者協議会

社会福祉法人に関わる基本的課題を調査・検討し、かつその実践を図り、広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 経営協組織のガバナンスの確立
- (2) 法人経営の支援と福祉施策の動きへの対応
- (3) 地域支援に向けたソーシャルワークの推進
- (4) 福祉人材の確保・養成・定着に向けた取組
- (5) 「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法人の取組強化

会員 94法人

予算額 11,241千円

組織運営 総会、理事会、正副会長会議

委員会・部会 総務災害委員会、地域共生・福祉人材対策委員会、中期行動計画特別委員会、青年委員会

### 徳島県老人福祉施設協議会

本会を構成する施設の充実と経営管理を効率的に推進し、全県的な連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつその実践を図ることを目的とする。

- (1) 感染症予防体制の強化
- (2) 自立支援・重度化防止の取り組み
- (3) 介護人材の確保・育成と人材マネジメントの推進
- (4) 「地域共生社会の実現」に向けた役割と機能の発揮
- (5) 政策提言・組織基盤の強化
- (6) その他目的達成のために必要な事業

会員 200施設

予算額 24,813千円

組織運営 総会、常任協議員会、正副会長会、正副会長・委員長会

委員会・部会 総務・組織、介護保険経営戦略、施設サービス、在宅サービス21世紀委員会

## 徳島県保育事業連合会

<p>地区協議会の密接な連絡調整を図るとともに、相互に協力して保育事業振興のための適切な事業を企画し、これを推進することによって、県下保育事業の健全な発達を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 会員の専門性の確立と資質向上の支援                  (2) 子育て文化の再構築                  (3) 保育士会組織の強化                  (4) 「子ども・子育て支援新制度」及び「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」への対応                  (5) 地域共生社会の実現に向けた地域の子育て支援拠点としての役割の更なる発揮                  (6) その他目的達成のために必要な事業</p>	会員	219施設
	予算額	15,620千円
	組織運営	代議員会、理事会、正副会長会、常任理事会、部会長会議
	委員会・部会	総務企画、広報、研修、保育士、給食部

## 徳島県私立保育園連盟

<p>保育園（所）相互の密接な連絡を図るとともに、会員相互の親睦提携を密にし、相互に協力して私立保育園事業の振興と児童福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 「子どもの育ちを支える運動」の一環としての「子どもの自己肯定感を育む保育実践」の推進                  (2) 「子ども・子育て支援新制度」及び「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」への対応                  (3) 全ての子どもたちの保育要求を実現させるための予算運動の強化                  (4) 保育施設職員の専門性の向上及び処遇改善への対応                  (5) 地域共生社会に向けた地域の子育て支援拠点としての役割の更なる発揮                  (6) 全国私立保育園研究大会徳島大会の成功に向けた取り組み                  (7) その他保育園振興のための事業</p>	会員	98施設
	予算額	9,524千円
	組織運営	総会、理事会
	委員会・部会	総務部、調査部、保育研修部、広報部、予算対策委員会、青年会議担当部

## 徳島県児童養護施設協議会

<p>施設運営の近代化を積極的にすすめ、施設間及び関係機関との密接な連携と親睦を図り、職員の資質向上と福祉事業の円滑な推進を図ることを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 諸会議の開催                  (2) 各専門部会の開催                  (3) 児童交歓交流大会の開催                  (4) 卓球大会の開催                  (5) 児童文化奨励絵画展徳島県コンクールの実施                  (6) 「地域共生社会の実現」に向けた役割と機能の発揮</p>	会員	7施設
	予算額	4,806千円
	組織運営	施設長会
	委員会・部会	書記部会、行事担当者会、栄養士会、ファミリーソーシャルワーカー部会、保育士・指導員合同ケア研究会、心理療法担当職員部会、被虐待児個別対応職員部会

## 徳島県ホームヘルパー協議会

ホームヘルパーが自らの職務能力の向上と、相互の連絡・親睦を図るとともに、ホームヘルパーに対する社会の理解と協力を得て、その社会的地位の向上を図ることを目的とする。

- (1) 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、利用者一人ひとりの状態やニーズに合わせた自立に向けた支援を行う。
- (2) 専門性の向上と会員相互の連絡親睦を図る。
- (3) 他職種と連携を図りつつ、「地域共生社会の実現」に向けた役割を發揮する。
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

会員

正会員：44名  
準会員：6名

予算額

993千円

組織運営

総会、役員会

## とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会

徳島県内における住民参加型在宅福祉サービスの推進と普及を図るとともに、各団体相互の発展を目指すことを目的として、それぞれの団体の独自性や自主性を尊重しつつ、ゆるやかなネットワークを形成する。

また、その目的達成のための各種事業を行い、各団体間の交流と相互研鑽を進める。

- (1) 団体相互の情報交換を図る事業
- (2) 会員研修会の開催
- (3) 住民参加型在宅福祉サービスの普及・啓発事業
- (4) 「地域共生社会の実現」に向けた住民参加による活動の促進
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

会員

17団体5個人

予算額

1,560千円

組織運営

総会、役員会

## 収益事業

### 社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業展開

図書、福祉新聞、その他印刷物等の販売及び斡旋を行う。

- (1) 新顧客獲得のためアプローチ先の検討
- (2) 商品の再構築を行うためのお客様ニーズ調査
- (3) 多様な媒体を活用した宣伝活動

時期

随時

## 【令和4年度 研修計画一覧】

### 社会福祉従事者研修実施計画

研修区分		名称	回数	日数	延日数	定員	受講料
階層別研修	新任	1 新任職員研修	2	2	4	Aコース:60 Bコース:60	3,500
	中堅	2 中堅職員ファーストステップ研修	2	1	2	Aコース:60 Bコース:60	3,500
	指導者	3 チームリーダー研修	1	1	1	70	3,500
	管理者	4 施設長・管理運営職員研修	1	1	1	60	3,500

研修区分		名称	回数	日数	延日数	定員	受講料
スキルアップ研修	新中堅	5 対人援助職のためのコミュニケーション研修(初級編)	1	1	1	60	2,500
		6 対人援助職のための接遇研修	1	1	1	60	2,500
		7 アサーティブ・コミュニケーション研修	1	1	1	60	2,500
	中堅的指導者	8 チームリーダーのためのステップアップ研修	1	3	3	60	7,500
		9 スーパービジョン研修 (Aコース:ケアマネ Bコース:福祉施設)	2	4	8	Aコース:60 Bコース:60	25,000
		10 対人援助職のためのコミュニケーション研修(上級編)	1	1	1	40	2,500
	中堅的指導者 管理者	11 クレーム対応力強化セミナー	1	1	1	70	2,500
		12 福祉職場のリスクマネジメント研修	1	1	1	70	2,500
	指導者 管理者	13 福祉職に必要な法律知識 (A日程:高齢、社協 B日程:障がい)	1	1	1	120	2,500
	全階層	14 地域共生社会推進研修	1	1	1	100	無料
		15 記録の書き方研修	1	1	1	80	2,500
		16 スピーチロック研修	1	1	1	60	5,000
		17 新規研修(テーマ未定)	1	1	1	70	2,500
	テーマ別	18 障がいの意思決定支援研修	1	1	1	60	2,000

※スキルアップ研修の受講料は県社協会員施設を記載。非会員施設受講料は会員施設に2,000円を足した額となります。

### 介護支援専門員関連研修実施計画

名称		回数	日数	延日数	定員	受講料 (テキスト代含む)
介護支援専門員 関連研修	1 介護支援専門員実務研修	1	14	29	-	54,450
	2 介護支援専門員再研修	1	8	17	50	37,450
	3 介護支援専門員実務未経験者更新研修	1	8	17	50	37,450
	4 介護支援専門員更新研修	1	12	35	課程Ⅰ:200 課程Ⅱ:350	課程Ⅰ:34,170 課程Ⅱ:21,290
	5 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ	1	8	16	200	34,170
	6 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	1	4	19	350	21,290

### 福祉・介護人材キャリアアップ研修支援事業実施計画

名称		回数	日数	延日数	参加者数	受講料
研修	1 職場内研修担当者養成研修	1	1	1	40	無料
	2 圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業	1	1	1	50	無料

名称		受入件数	助成金(1件につき)
助成事業	3 職場内研修モデル事業	2	200,000
	4 小規模事業所出前型研修支援事業	3	60,000
	5 人材育成のための相談事業	制限なし	-

